

健保ニュース

2024年11月15日

2024-11

フィットネスクラブ ラフィットの 利用方法変更について

2024年12月より健康保険証の発行が終了しますので、フィットネスクラブ ラフィットを利用する際は、健康保険証に替わり社員証（任意継続・特例退職の方は、免許証等の身分証）の提示をお願いいたします。利用料金、ひと月あたりの利用限度5回は変更ありません。

健康保険組合で施設利用者の資格確認をしますので、施設利用時の用紙記入には、発行済の健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書等より、正確に被保険者の記号・番号の記入をお願いいたします。資格喪失後は施設の利用はできませんので、利用が判明した場合は、健康保険組合がラフィットへ支払う施設利用料をご負担いただく場合があります。

【2024年12月以降利用方法】

- ① 利用当日、施設に社員証（任意継続・特例退職の場合は身分証）を提示する
- ② 用紙に保険証の記号・番号・名前・連絡先を記入する
- ③ 利用料500円を支払う
- ④ 施設を利用する

阪急阪神健康保険組合

健保ホームページ <https://www.hankyu-hanshin-kenpo.or.jp>